

## 導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

## (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

## 【人口構造】(令和2年国勢調査)

| 年度  | 世帯数    | 総数     | 男      | 女      |
|-----|--------|--------|--------|--------|
| R2  | 13,128 | 32,740 | 15,775 | 16,965 |
| H27 | 13,094 | 34,174 | 16,294 | 17,880 |
| H22 | 12,870 | 35,259 | 16,906 | 18,353 |
| H17 | 12,797 | 36,446 | 17,533 | 18,913 |

|        | 総数     | 男      | 女      |
|--------|--------|--------|--------|
| 15歳未満  | 3,912  | 2,031  | 1,881  |
| 15～64歳 | 17,948 | 9,161  | 8,787  |
| 65歳以上  | 10,736 | 4,504  | 6,232  |
| 年齢不詳   | 144    | 79     | 65     |
| 計      | 32,740 | 15,775 | 16,965 |

## 【産業構造及び中小企業者の実態】(令和2年国勢調査、2020年工業統計調査)

境港市の産業構造は、就業者数でみると、製造業が全業種のトップとなっており、2,864人で全体の約2割を占めている。

なお、境港市の製造業における事業所数は77社、製造品出荷額は854億円余となっており、すべて中小企業者である。中でも、本市の基幹産業である水産製造食料品の分野は、事業所数の約4割、製造品出荷額の約5割を占めるが、事業者からは慢性的な人手不足を訴える声があがっており、先端設備の導入等により、労働生産性の向上を図ることが大きな課題となっている。

## (2) 目標

人口減少や人手不足の中、中小企業の労働生産性の向上につながる先端設備等の導入を促進することで、中小企業の経営基盤の強化・持続的な成長を図り、地域経済の活性化につなげるため、税制優遇措置などにより支援する。

なお、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、対象業種・事業の項において除外している事業に該当する設備は、認定の対象としない。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

境港市全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本計画の対象は、以下を除く業種・事業とする。

ア 太陽光発電事業をはじめとした、設備と同一の敷地内に常駐する者を要しない事業

イ 機械などの操作等のために常駐する者を要しない事業

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで、又は第13項のいずれかに該当する事業

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 市税に滞納がある中小企業の取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(4) 環境の保全について配慮され、適切な措置が講じられていること。

### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。